平成２６年（フ）第７３９号
埼玉県所沢市大字下安松1020番地の11
破産者　小出　照尚
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７４０号
埼玉県狭山市入間川２丁目８番20号カサプリメーラ101
破産者　小出　禎明
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３４号
新潟県柏崎市新花町６番39号
破産者　有限会社すし政
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
山梨県甲府市住吉３丁目22番24号
破産者　株式会社ジェムアーチザン
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
愛知県みよし市福谷町根浦３番地３
破産者　有限会社太洋興産
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
愛知県知立市八橋町山田谷25番地４
破産者　有限会社鈴健
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
愛知県岡崎市羽根東町１丁目３番地３
破産者　株式会社ガイアクリーン
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
愛知県西尾市徳次町殿屋敷35番地
破産者　株式会社極満電機商会
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
熊本県水俣市港町１丁目３番21号、破産手続開始決定時の住所三重県松阪市曽原町822番地10
破産者　すみれ歯科クリニックこと　末廣　豊
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７６号
三重県鈴鹿市白子駅前１番46号
破産者　株式会社ジェニュイン
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１１号
三重県津市半田626番地１、前住所三重県松阪市嬉野平生町960番地39
破産者　髙橋　茂樹
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３３号
三重県津市白山町二本木344番地４
破産者　株式会社ＫＥＮＹＵ
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０６号
滋賀県栗東市小平井４丁目10番６号
破産者　有限会社藤巻工業
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０８号
滋賀県長浜市南田附町88番地１、商業登記簿上の本店所在地滋賀県米原市中多良644番地の３
破産者　有限会社ヒロ造園土木
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６５号
京都市中京区新町通り四条上る小結棚町440番地
破産者　株式会社Ｌｉｌｙ　ｈａｉｒ
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
兵庫県芦屋市親王塚町13番15号
破産者　有限会社エスエイイーホーム
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市秋谷1670番地　小菅薫方、開始決定時の住所岡山市中区下329番地６
破産者　山元八重子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２号
広島県府中市府中町732番地
破産者　株式会社のむら陶器
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４５号
広島県福山市草戸町４丁目29番12号
破産者　福山ミシン産業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７号
愛媛県大洲市平野町野田甲1625番地の１
破産者　株式会社嵯我野
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６号
鹿児島県霧島市隼人町東郷１丁目267番地３　ハウス東郷202号
破産者　白澤　　忍
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部